

社保・労保の事務説明会が開催されます。大分6/4(火)、佐伯6/5(水)、日田6/6(木)、別府6/7(金)、
玖珠6/10(月)、中津6/11(火)、宇佐6/13(木)、国東6/14(金)ですべて午後1時半～4時です。



「見落とすと大変！
知らぬ間に借金を
背負うか…相続放
棄、タイムリットは3カ月！…ルールが変わる
知らなきゃ損！…ワザ相続…賢い遺
産相続の極意！」(NHKテレビ 5/13あさ伊)

と7月から施行される
民法(相続法)改正に
関連した番組や記事

が報じられています。大した遺産でな
くても相続人の中で揉める事が多い現
実の中で、争いを回避し前向きになれ
る唯一の方法が“遺言書”です。一般
的な遺言書は①自筆証書と
②公正証書ですが、①は本

争いを回避
人生前向き
自筆遺言
がとても
手軽に!!

人が自書すれば特別な手続きも不
要で費用も掛からないが②は公証
人と2名の証人が必要で費用も掛
かるため①が手軽な方法と言いま
す。従来遺言文だけでなく不動産
や銀行預金・車等の“財産目録”も自
筆を求められていま
したが、今年から謄
本や通帳の北、パワ

での作成もOKになりました。さら
に来年7月からは法務局に保管す
る事も可能に！「40才を過ぎたら
遺言書を書こう！」と言われますが
事業継承時に合わせて作成
される事をお勧めします。



会社の代表者Aは社員B
に仕事上のミスについて「て
めえ何やってんだ！どうしてくれ
るんだ！ばかやろう！」等と汚い言
葉で怒鳴ったり、頭を叩いたり、
殴ったり、蹴ったり…ミスによる損

害賠償や退職願を
強要…Bは妻と警察
に相談する等してい

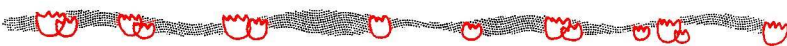
たが翌々日の早朝に自殺。名古屋
地裁は5年前、Aと会社に対し、妻
と3人の子に対する損害賠償約
5,400万円の支払いを命じた…と
の裁判例が厚労省のパワに掲載され
ています。事業主に初めてパワ防

防止策企業
に義務付け
高額判決
でパワハラ
法律動く

止策を義務づける法律改正
案が、5/29に国会で可決成立
しました。パワハラ行為そのものを
禁止する規程がない等不十分な点
もありますが、パワハラへの対応を就
業規則に定めてなかったり相談体

制づくりが不十分だ
と行政指導や是正勧
告を受ける事に…。

国際労働機関(ILO)の調査では60カ
国にパワハラの法規制があるが、日
本は「規制のない国」に分類されて
いるそうです(5/6
毎日)。就規改定等
が今後必要に…。



【お知らせ】6月12日(水)の午後は職員研修のため臨時休業します。ご協力をお願い致します。
※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379